E43―13―HR ESC―000023	乗用車の制動装置　トヨタ　R8（E＿DI）（b）	〃	〃
E43―12R―040003	フルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置　トヨタ　R8（b）	〃	〃
E43―11R―030003	乗降口の扉の開放防止装置　トヨタ　R8（b）	〃	〃
E43―116RLI―000008	四輪自動車等の施錠装置　トヨタ　R8（G，W＿I）（b）	〃	〃
E43―10R―040003	電波障害防止装置　トヨタ　R8（b）	〃	〃
E43―100R―010002	感電防止装置　トヨタ　R8（b）	〃	〃

○国土交通省告示第三百八十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G―2574	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DAA―ZWR80W ZRFXE3	トヨタ　DAA―ZWR80W	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第三百八十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G―2269	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M―4P10T6SKG	三菱　TRG―F＊＊＊＊＊、ニッサン　TRG―F＊＊＊＊＊＊、UDトラックス　TRG―F＊＊＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三鷹市幸区鹿島田一丁目１番２号

○国土交通省告示第三百九十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N―1168	騒音防止装置　三菱　H13―4P10F1	ニッサン　TRG―F＊＊＊＊＊、UDトラックス　TRG―F＊＊＊＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三鷹市幸区鹿島田一丁目１番２号
㊞N―1221	騒音防止装置　三菱　H13―4P10F2	三菱　TRG―F＊＊＊＊＊、ニッサン　TRG―F＊＊＊＊＊＊、UDトラックス　TRG―F＊＊＊＊＊	〃

○国土交通省告示第三百九十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G―2695	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　DBAMRS06AE6	スズキ　DBA―MK32S、マツダ　DBA―M32S	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第三百九十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月二十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G―2692	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　DAAMKS12CE1	スズキ　DAA―FF21	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第三百九十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、日本カーバイド工業株式会社から、指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

１．変更する指定製作者等の住所

新	旧
東京都港区港南二丁目16番２号	東京都港区港南二丁目11番19号

２．変更年月日

平成27年２月23日

○国土交通省告示第三百九十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十七年十一月十六日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十八年二月十七日　　国土交通大臣　石井　啓一